

ID: 957

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課

処分の概要	保険給付の制限		
法令名 根拠条項	介護保険法 第64条		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第64条の規定による。 第64条 市町村は、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用若しくは居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費に係る住宅改修の実施に関する指示に従わないことにより、要介護状態等若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は要介護状態等の程度を増進させた被保険者の当該要介護状態等については、これを支給事由とする介護給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。			
備考	介護指導給付係		
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日